相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区上鷺宮四丁目一九番、最後の住所東京都台東区松が谷一丁目二番一〇号
ミタカ工芸社内　被相続人　亡　小原　満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　荒巻　慶士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本駒込四丁目一二六番地、最後の住所東京都文京区本駒込四丁目一九番五号　被相続人　亡　青木　榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

事務所東京都港区虎ノ門三丁目二五番二号ブリヂストン虎ノ門ビル一F
相続財産管理人　弁護士　笠井　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区岸町二丁目三番地、最後の住所東京都北区東十条一丁目一八番一―三〇七号　被相続人　亡　柴崎　浩一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

事務所東京都港区新橋二丁目二〇番一五号新橋駅前ビル一号館五階藤光・鈴木法律事務所
相続財産管理人弁護士　鈴木　一夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都昭島市美堀町三丁目四〇七一番地、最後の住所東京都昭島市中神町一二七七番地都営中神アパート一二棟一二一二号
被相続人　亡　手澤　明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

東京都渋谷区渋谷一丁目七番三号三雄ビル六階大田黒昔生法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大田黒昔生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区田園調布二丁目三七番地一、最後の住所神奈川県厚木市上荻野五三〇三番地　被相続人　亡　井澤富士子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

神奈川県小田原市本町二丁目二番一六号陽輪台小田原二階二〇九号室三川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三川真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県鳳珠郡穴水町字大町ホノ九二番地、最後の住所石川県鳳珠郡能登町字藤波井字四八番地二　被相続人　亡　北潟　よき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

石川県輪島市河井町四部一九番地
事務所　石川県輪島市山岸町い一六番地五
相続財産管理人　塩土由紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

長野県松本市大字芳川小屋五三四番地一五、最後の住所長野県松本市大字芳川村井町二二〇番地一三四　被相続人　亡　早坂　直三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

長野県松本市大字水汲四一番地二
相続財産管理人　司法書士　小松　和茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

福井県小浜市堀屋敷第四号一三番地二、最後の住所長野県中野市大字西条六二番地二老人ホーム高社寮　被相続人　亡　池上シズ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

長野県中野市大字岩船三番地六
相続財産管理人　関　うた子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市臼田六四六番地、最後の住所長野県佐久市下小田切五〇番地一さくら苑
被相続人　亡　浅井あやめ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

長野県佐久市新子田一七〇〇番地一九一
相続財産管理人　遠山　雅子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市神明町二丁目八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　堀　一彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

岐阜市西野町八丁目七番地
相続財産管理人　曽我部幸夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県美濃市片知一〇一六番地、最後の住所岐阜県美濃市片知一〇一六番地一
被相続人　亡　武井　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

事務所岐阜市杉山町一〇番地一階A号室山田徹法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山田　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市桜二丁目三番地一、最後の住所愛知県一宮市浅井町尾関字同者一六三番地二特別養護老人ホームウエルコートみづほ　被相続人　亡　吉田　年子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

名古屋市中区栄二丁目一〇番一九号名古屋商工会議所ビル六階
相続財産管理人　弁護士　堀田千津子

第10期決算公告

平成21年10月13日　東京都港区南青山一丁目1番1号 新青山ビルヂング

株式会社ハリソンマッキャン

代表取締役　ケビン・ラムジー

貸借対照表の要旨　（平成20年12月31日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	9,964,800	流動負債	503,877,443
固定資産	56,500,000	固定負債	4,894,627
		負債の部合計	**508,772,070**
		株主資本	△442,307,270
		資本金	10,000,000
		資本剰余金	△452,307,270
		利益準備金	2,500,000
		その他の利益剰余金	△454,807,270
		（うち当期純損失）	（△12,162,442）
		純資産の部合計	**△442,307,270**
合計	**66,464,800**	**合計**	**66,464,800**